

処理事例 13 苦情申立ての趣旨に沿えなかったもの

苦情申立て対象機関	環境部環境保全課		
苦情申立ての内容	<p>自宅の近所にある民間工場（以下「工場」という。）からの騒音問題の解決を、以前、市へ申し入れたところ、市から工場へ要望したとのことでしたが、現在も状況は変わっておりませんので、市でこの問題を解決してほしい。</p> <p>また、工場では、発生した粉塵を換気扇で場外へ排出していますが、場内で適正な処理が施されて排出しているのか心配です。</p>		
調査結果等	<p>オンブズマンは、苦情申立書の内容から、これは、申立人と工場という民間事業所との間の問題であると判断しました。</p> <p>しかし、市内の事業所から出る騒音や大気汚染の監視や規制について、市が責任を負う部分については、確認しておく必要があると判断しましたので、調査を実施することにしました。</p> <p>業務を担当する環境保全課では、平成20年7月25日に現地での騒音を測定するとともに、工場への聴き取りを行っていただきました。</p> <p>オンブズマンに報告いただいたそれらの結果によりますと、まず、騒音の測定ですが、工場内の、申立人の居住地から最も近い場所を重機が走行した時の、申立人の居住地付近での測定値は、規制基準に近いものではありませんでしたが、それは午前8時30分から午後6時までの時間帯において断続的に短時間発生するものであり、その他の場所における測定値は、いずれも基準を下回るものでした。</p> <p>また、聴き取りによると、工場では、以前に地域住民から騒音の苦情を受けたことから、重機をできるだけ低速で走行させるよう速度規制を設け、速度遵守を作業員に徹底するための看板を工場内の道路等に掲示していることを確認したとのことでした。</p> <p>なお、苦情が申立てられた時期には、工場内西側において、騒音の原因となる地面に敷いた鉄板を除去し、コンクリート化する工事を行っていたとのことで、その際に騒音が発生したことが考えられますが、その工事は既に完了したとのことでした。</p> <p>以上のとおり、工場から出る騒音は規制基準値内であること、重機の速度規制や地盤のコンクリート化などにより、さらなる騒音防止の対策に努めていることを確認したとのことでした。</p> <p>さらに、工場では、公害が発生しないよう全体の施設の維持管理状況を常時点検することが義務付けられており、粉塵等の発生についても、その防止に努めているとのことでした。</p> <p>環境保全課から以上の報告を受け、オンブズマンは、工場における騒音や大気汚染の監視といった市の責務は果たされていると判断しましたので、今回の申立てに関する調査を終了することにしました。</p>		
苦情申立ての受付年月日	平成20年（2008年）	7月24日	要した日数
市の機関への調査年月日	平成20年（2008年）	8月14日	21日間
調査結果通知年月日	平成20年（2008年）	8月20日	27日間